

改定後

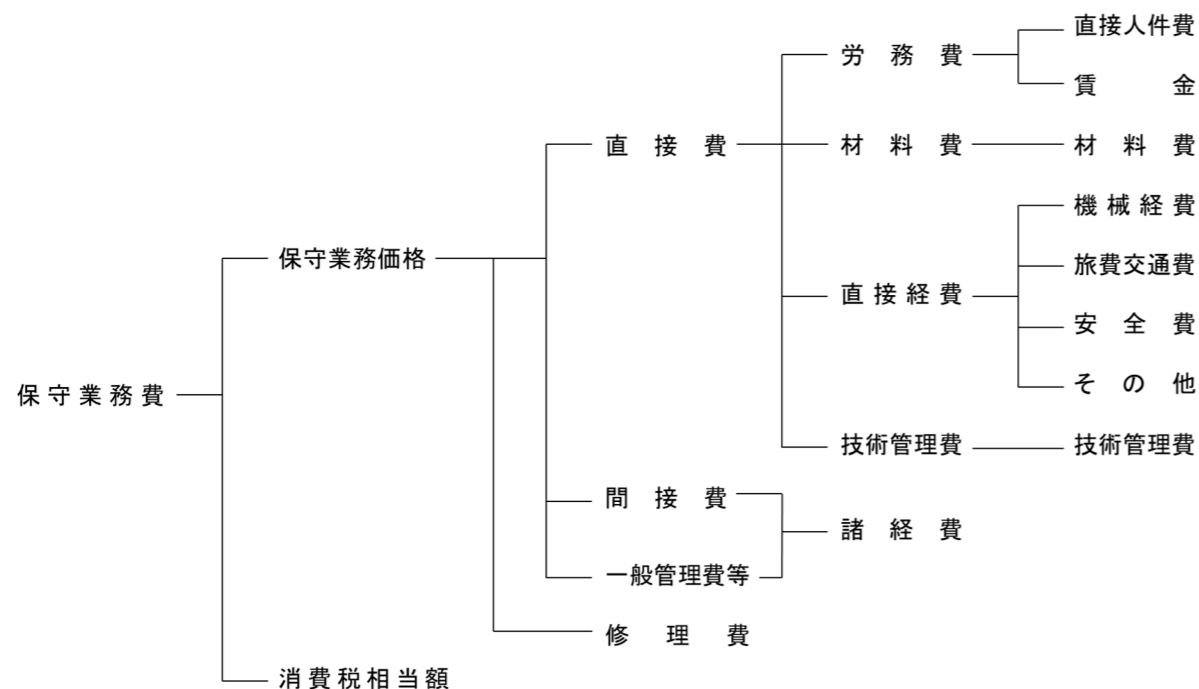
電気通信施設保守業務積算基準（案）

1 適用範囲

国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。)に係る電気通信施設の保守業務(別途保守基準等に定められた保守周期に基づいて保守を行い、各種施設の運用状態を報告するとともに、設備障害時には機能・性能を復旧・回復し、故障原因等を含め当該作業内容を報告する業務。以下「保守業務」という。)の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。

2 保守業務費の構成

保守業務費の構成は、以下のとおりとする。



2-1 直接費

直接費は、次の項目について計上する。

(1) 労務費

(イ) 直接人件費

当該保守業務に従事する保守技術者・保守技術員の人件費で、その基準日額は別に定めるところによる。

(ロ) 賃金

当該保守業務に従事するのに要する直接人件費以外の労務費用である。

改定理由

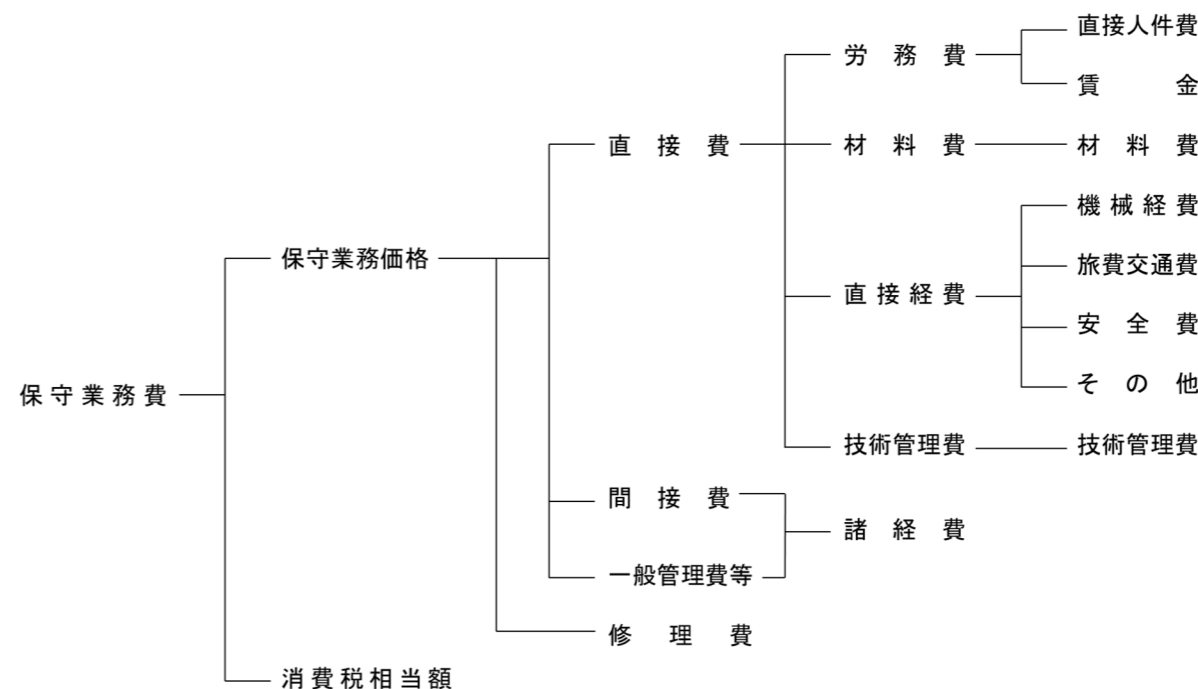
電気通信施設保守業務積算基準（案）

1 適用範囲

国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。)に係る電気通信施設の保守業務(別途保守基準等に定められた保守周期に基づいて保守を行い、各種施設の運用状態を報告するとともに、設備障害時には機能・性能を復旧・回復し、故障原因等を含め当該作業内容を報告する業務。以下「保守業務」という。)の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。

2 保守業務費の構成

保守業務費の構成は、以下のとおりとする。



2-1 直接費

直接費は、次の項目について計上する。

(1) 労務費

(イ) 直接人件費

当該保守業務に従事する保守技術者・保守技術員の人件費で、その基準日額は別に定めるところによる。

(ロ) 賃金

当該保守業務に従事するのに要する直接人件費以外の労務費用である。

改定後	改定後	改定理由
<p>(2) 材料費 当該保守業務を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>(3) 直接経費</p> <p>(イ) 機械経費 当該保守業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。 その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に準ずる。</p> <p>(ロ) 旅費・交通費 当該保守業務を実施するのに要する保守技術者、保守技術員の旅費・交通費である。 その算定は、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び、「国土交通省日額旅費支給規則」に準ずる。 日当、普通日額旅費及び滞向日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。</p> <p>(ハ) 安全費 当該保守業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(ニ) その他 人員輸送、機材運搬、及び当該保守業務を実施するのに必要な仮設備等に要する費用とする。 その算定は、積み上げ計上とする。</p> <p>(4) 技術管理費 当該保守業務を実施するのに要する技術管理の費用である。</p> <p>2-2 間接費 作業管理部門で必要とする経費であり、直接費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>2-3 一般管理費等 一般管理費及び付加利益よりなり、間接費と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、保守業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、保守業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外経費等を含む。</p>	<p>(2) 材料費 当該保守業務を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>(3) 直接経費</p> <p>(イ) 機械経費 当該保守業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。 その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に準ずる。</p> <p>(ロ) 旅費交通費 当該保守業務を実施するのに要する保守技術者、保守技術員の旅費交通費である。 その算定は、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び、「国土交通省日額旅費支給規則」に準ずる。 日当、普通日額旅費及び滞向日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。</p> <p>(ハ) 安全費 当該保守業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(ニ) その他 人員輸送、機材運搬、及び当該保守業務を実施するのに必要な仮設備等に要する費用とする。 その算定は、積み上げ計上とする。</p> <p>(4) 技術管理費 当該保守業務を実施するのに要する技術管理の費用である。</p> <p>2-2 間接費 作業管理部門で必要とする経費であり、直接費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>2-3 一般管理費等 一般管理費及び付加利益よりなり、間接費と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、保守業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、保守業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外経費等を含む。</p>	<p>記載の統一</p>

改定後	改定後	
<p>2-4 修理費 当該保守業務における設備の修理に要する費用である。 その算定は、積み上げ計上（労務費、材料費、直接経費、技術管理費（報告書を含む）、諸経費を含む）とする。</p> <p>2-5 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>2-6 保守業務費の積算方式 (1) 保守業務費 保守業務費は、次式によって積算する。 保守業務費＝（直接費）＋（間接費）＋（一般管理費等）＋（修理費）＋（消費税相当額） ＝（直接費）＋（諸経費）＋（修理費）＋（消費税相当額） ＝（直接費）×{1＋（諸経費率）}＋（修理費）＋（保守業務価格×消費税率）</p> <p>(2) 諸経費 諸経費は、別表第1又は別表第2により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。</p> <p>2-7 材料費等の価格等の扱い 保守業務価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。</p> <p>3 標準歩掛 標準歩掛は、別紙「電気通信施設点検業務標準歩掛表」によるものとする。</p>	<p>2-4 修理費 当該保守業務における設備の修理に要する費用である。 その算定は、積み上げ計上（労務費、材料費、直接経費、技術管理費（報告書を含む）、諸経費を含む）とする。</p> <p>2-5 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>2-6 保守業務費の積算方式 (1) 保守業務費 保守業務費は、次式によって積算する。 保守業務費＝（直接費）＋（間接費）＋（一般管理費等）＋（修理費）＋（消費税相当額） ＝（直接費）＋（諸経費）＋（修理費）＋（消費税相当額） ＝（直接費）×{1＋（諸経費率）}＋（修理費）＋（保守業務価格×消費税率）</p> <p>(2) 諸経費 諸経費は、別表第1又は別表第2により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。</p> <p>2-7 材料費等の価格等の扱い 保守業務価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。</p> <p>3 標準歩掛 標準歩掛は、別紙「電気通信施設点検業務標準歩掛表」によるものとする。</p>	

改定後

改定後

別表第1

(1) 諸経费率標準値

直接費	50万円以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	75.1%	162.23	-0.1239	39.0%

(2) 算出式

$$Z = A \times \left(\frac{X}{1,000} \right)^b$$

Z : 諸経费率(単位:%)

X : 直接費 (単位:円)

A, b; 変数値

ただし、諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

$$Z = X \times \frac{Z}{100}$$

y : 諸経費 (単位:円)

別表第2

保守業務諸経费率早見表

別表第1

(2) 諸経费率標準値

直接費	50万円以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	75.1%	162.23	-0.1239	39.0%

(2) 算出式

$$Z = A \times \left(\frac{X}{1,000} \right)^b$$

Z : 諸経费率(単位:%)

X : 直接費 (単位:円)

A, b; 変数値

ただし、諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

$$Z = X \times \frac{Z}{100}$$

y : 諸経費 (単位:円)

別表第2

保守業務諸経费率早見表

改定後

別紙

電気通信施設点検
標準歩掛表

改定後

別紙

電気通信施設点検
標準歩掛表

改定後	改定後	
<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 本歩掛は、「電気通信施設点検基準(案)」に基づき点検を行う場合の標準歩掛を示すもので、必ずしもすべてについて適用し得るものではなく、実際の運用に当たっては、この標準歩掛を基準にして、次のような諸条件を勘案して歩掛を決定するものとする。</p> <p>ア、点検対象物件の地形及び立地条件</p> <p>イ、点検業務等仕様の内容</p> <p>ウ、その他特殊条件</p> <p>(2) 本歩掛は、点検1回当たりの人員である。</p> <p>(3) 1組とは機器標準仕様書において、現用機及び予備機について構成されるものをいう。なお現用機のみ場合は、本歩掛の60%とする。</p> <p>(4) 本歩掛には、点検を行う場合に、必要な通常の準備及び跡片づけを含むものとする。</p> <p>(5) 対向を必要とする場合は、実状に合わせて、別途算出するものとする。</p> <p>(6) 点検における無線局間等の移動時間については、別途積算し、必要な人員を計上するものとする。</p> <p>(7) 交通誘導警備員、高所作業車(リフト車)、橋梁点検車、交通誘導用機材が必要な場合は、別途計上するものとする。</p> <p>ただし、交通誘導用機材については、現場条件又は交通管理者からの指示等で使用する特殊なものに限り計上することとし、発注者と受注者の協議により計上するものとする。</p> <p>2. 標準歩掛(案)</p> <p>「電気通信施設点検業務標準歩掛(案)」によるものとする。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 本歩掛は、「電気通信施設点検基準(案)」に基づき点検を行う場合の標準歩掛を示すもので、必ずしもすべてについて適用し得るものではなく、実際の運用に当たっては、この標準歩掛を基準にして、次のような諸条件を勘案して歩掛を決定するものとする。</p> <p>ア、点検対象物件の地形及び立地条件</p> <p>イ、点検業務等仕様の内容</p> <p>ウ、その他特殊条件</p> <p>(2) 本歩掛は、点検1回当たりの人員である。</p> <p>(3) 1組とは機器標準仕様書において、現用機及び予備機について構成されるものをいう。なお現用機のみ場合は、本歩掛の60%とする。</p> <p>(4) 本歩掛には、点検を行う場合に、必要な通常の準備及び跡片づけを含むものとする。</p> <p>(5) 対向を必要とする場合は、実状に合わせて、別途算出するものとする。</p> <p>(6) 点検における無線局間等の移動時間については、別途積算し、必要な人員を計上するものとする。</p> <p>(7) 交通誘導警備員、高所作業車(リフト車)、橋梁点検車、交通誘導用機材が必要な場合は、別途計上するものとする。</p> <p>ただし、交通誘導用機材については、現場条件又は交通管理者からの指示等で使用する特殊なものに限り計上することとし、発注者と受注者の協議により計上するものとする。</p> <p>2. 標準歩掛(案)</p> <p>「電気通信施設点検業務標準歩掛(案)」によるものとする。</p>	